

# 18 介護保険

## ◎介護保険・・・住民生活課保健衛生班 ☎ 42-2111 内線 121 ~ 123

介護保険は、40歳以上の国民がみんなで保険料を出し合い、介護が必要になっても自立した日常生活ができるように、また、家族の負担が軽減されるように備える制度です。介護保険事業は二戸地区広域行政事務組合が運営しています。お問い合わせは、住民生活課保健衛生班（☎42-2111内線121）または二戸地区広域行政事務組合介護保険推進室（☎23-7772）へ。

### ●保険料とその納め方

介護保険制度は、40歳以上の方全員が被保険者（加入者）となって保険料を負担します。加入や脱退の手続きは、介護保険の資格の取得や喪失の事実が発生した日から自動的に行われますので、手続きの必要はありません。加入者は次の2種類に分けられ、保険料は所得に応じて7段階に分けられています。

被保険者の区分	納付方法	
①第1号被保険者 (65歳以上の方)	・年金の額が年額18万円(月額15,000円)以上の方	2か月に1回の年金支給日に、年金から天引きされます。
	・上記以外の方 ・年度途中で65歳になった方、転入した方 ・年度途中で所得段階の区分が変わった方	「介護保険料納入通知書」で金融機関に納めます。納期は年8回(7、8、9、10、11、12、1、2月)です。
②第2号被保険者 (40歳から64歳までの方)	保険料は加入している医療保険によって決められるので、個人、加入保険ごとに金額は異なります。国民健康保険に加入している方の場合、村で定めた計算方法により保険料の額が決められ、国民健康保険税に介護保険分を合わせて世帯主が納めることになります。 職場の健康保険などに加入している方の場合、健康保険、共済組合などが算出した額を健康保険料に介護保険分を合わせて給料から差し引かれます。	

### ●65歳以上の保険料(65歳以上の方の保険料は所得によって異なります)

所得段階	対象者	負担割合	保険料年額(円)
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が村民税非課税の方 ・世帯全員が村民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が80万円以下の方	0.45	32,700
第2段階	世帯全員が村民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金収入の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.70	50,900
第3段階	世帯全員が村民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が120万円を超える方	0.75	54,600
第4段階	村民税課税世帯であるが、本人は村民税非課税であり、前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計額が80万円以下の方	0.95	69,100
第5段階	村民税課税世帯であるが、本人は村民税非課税で前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計額が80万円を超える方	1.00	72,800
第6段階	本人が村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	87,400
第7段階	本人が村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	1.25	91,000
第8段階	本人が村民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	1.50	109,200
第9段階	本人が村民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上の方	1.70	123,800

## ◎介護サービスを利用するときは・・・住民生活課

保健衛生班 ☎ 42-2111 内線 121 ~ 123

介護保険による介護サービスが必要になったら、まず要介護認定（寝たきりや認知症などによりサービスを必要とする状態かどうかの認定、要支援1から要介護5までの7段階）申請が必要です。要介護認定を受ける際は、住民生活課保健衛生班の窓口にご相談ください。

- 介護サービス（要介護1～5の方）の種類と費用のめやす
- ・居宅サービス

サービス	内 容	費用（自己負担）
居宅介護支援	相談（介護サービスが受けられるよう支援）	無料
訪問介護	身体介護中心（食事、入浴等）	30分未満 245円
	生活援助中心（掃除、洗濯等）	45分未満 183円
訪問入浴介護	移動入浴車等で訪問し、入浴介助	1回 1,234円
訪問リハビリテーション	リハビリの専門家が訪問し、リハビリを行います	1回 302円（20分間）
居宅療養管理指導	医師、薬剤師等が訪問し療養上の管理・指導を行います	月2回まで 503円
訪問看護	看護師等が訪問し床ずれの手当や点滴の管理を行います	病院・診療所から 392円（30分未満）
		訪問看護ステーションから 463円（ 〃 ）
通所介護	デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます	要介護1 656円 ～ （7時間以上～9時間未満）
		要介護5 1,144円
通所リハビリテーション	介護老人保健施設や病院診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます	要介護1 726円 ～ （6時間以上～8時間未満）
		要介護5 1,321円
短期入所生活介護（ショートステイ）	介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴などの介護や機能訓練が受けられます	従来型個室 579円～846円（1日あたり）
		多床室 599円～866円（ 〃 ）
		ユニット型（準）個室 677円～946円（ 〃 ）
短期入所療養介護（医療型ショートステイ）	介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、機能訓練が受けられます	従来型個室 750円～959円（1日あたり）
		多床室 823円～1,036円（ 〃 ）
		ユニット型（準）個室 829円～1,040円（ 〃 ）
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどで食事、入浴などの介護や機能訓練が受けられます	要介護1 533円 ～ （1日あたり） 要介護5 798円
福祉用具貸与	車イス、床ずれ防止用具などを貸し出します	月々の利用限度額が適用されます
特定福祉用具購入	腰掛便座、入浴補助用具などの購入	年間10万円を限度に利用者負担分を除いた額
住宅改修費支給	手すりの取り付け、段差の解消のための改修費	改修費20万円を限度に利用者負担分を除いた額

・施設サービス(所得により負担軽減が受けられます。詳しくは地域包括支援センターにお尋ねください)

サービス	内 容	費用 (自己負担・1日あたり)					
介護老人福祉施設	寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象	サービス利用者負担分のほかに、居住費・食費・日常生活費の全額が利用者負担、負担軽減あり					
		居住費等の負担限度額・基準費用額				食費の負担限度額・基準費用額	
護老人保健施設	病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象	利用者負担段階等	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
		第1段階	820円	490円	490円	0円	300円
護療養型医療施設	病状は安定しているものの、長期間にわたる療養が必要な方が対象	第2段階	820円	490円	490円	370円	390円
		第3段階	1,310円	1,310円	1,310円	370円	650円
		基準費用	1,970円	1,640円	1,640円	370円	1,380円

●介護予防サービス(要支援1～2の方)の種類と費用のめやす

サービス	内 容	費用 (自己負担)
介護予防支援	相談(介護予防サービスが受けられるよう支援)	無料
介護予防訪問介護	ホームヘルパーが訪問し調理や掃除などを利用者で行い、自分ができることが増えるよう支援します	週1回程度の利用 1,168円
		週2回程度の利用 2,335円
介護予防訪問入浴介護	移動入浴車等で訪問し、利用者のできる範囲で入浴のお手伝いを行います	834円(1回につき)
介護予防訪問リハビリテーション	リハビリの専門家が訪問、実施	302円(1回につき)
介護予防居宅療養管理指導	医師、薬剤師等が訪問し療養上の管理・指導を行います	503円(月2回まで)
介護予防訪問看護	看護師等が訪問し介護予防を目的に療養上のお世話や必要な診療の補助を行います	病院・診療所から 392円(30分未満)
		訪問看護ステーションから 463円(〃)
介護予防通所介護	デイサービスセンターで、食事・入浴などのサービスや生活機能維持向上のための機能訓練が日帰りで受けられます	要支援1 1,647円 ～ (1か月あたり)
		要支援2 3,377円
介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設や病院診療所で生活機能の維持向上のための機能訓練などが日帰りで受けられます	要支援1 1,812円 ～ (1か月あたり)
		要支援2 3,715円
介護予防短期入所生活介護	介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴などのサービスや、生活機能維持向上のための機能訓練が受けられます	従来型個室 433～538円(1日あたり)
		多床室 438～539円(〃)
		ユニット型(準)個室 508～631円(〃)
介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、機能訓練が受けられます	従来型個室 575～716円(1日あたり)
		多床室 608～762円(〃)
		ユニット型(準)個室 618～775円(〃)
介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどで食事、入浴などのサービスや生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます	要支援1 179円(1日あたり)
		要支援2 308円(〃)

●地域密着型サービス

サービス	内 容	自己負担分
小規模多機能型居宅介護	通いを中心に利用者の選択に応じ多機能なサービスが受けられます	要支援1～要支援2 3,066円～6,877円（1か月） 要介護1～要介護5 9,298円～26,849円（1か月）
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問介護を組み合わせ、一体的な介護や医療・看護が受けられる	要介護1～要介護5 11,119円～31,141円（1か月）
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員が29人以下の小規模な介護専用の優良老人ホーム。食事・入浴・機能訓練サービスを受けられます	要介護1～要介護5 533円～798円（1日）
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、食事・入浴、機能訓練などのサービスを受けられます	要介護3～要介護5 682円～1,022円（1日）
認知症対応型通所介護	認知症高齢者が食事や入浴専門的なケアが日帰りで受けられます	要支援1 407円～749円 要支援2 430円～836円 5～7時間未満利用の場合
認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者が共同生活する住宅で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられます	要支援2 755円（1日）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護を24時間受けられます	介護のみの場合 5,658円～25,654円（1か月） 介護と看護利用の場合 8,255円～29,399円（1か月）
夜間対応型訪問介護	夜間でも安心して在宅生活を送れるよう巡回や通報システムによる夜間専用の訪問看護です	オペレーションセンターを設置している場合 981円（1か月） オペレーションセンターを設置していない場合 2,667円（1か月）
地域密着型通所介護	利用定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などが受けられます	要介護1～要介護5 641円～1,107円（5～7時間未満）

※食費・居住費は別途自己負担になります

●在宅でサービスを利用したとき

介護サービスの居宅サービス・介護予防サービスには、要介護度ごとに、月々に利用できる金額に上限が設けられています。限度額の範囲内でサービスを利用したときは、自己負担は1割ですが、限度額を超えてサービスを利用した場合は、超えた分は全額自己負担になります。

- ・サービスの利用限度額（1か月）

要介護度	利用限度額	自己負担
要支援1	50,030円	5,003円
要支援2	104,730円	10,473円
要介護1	166,920円	16,692円
要介護2	196,160円	19,616円
要介護3	269,310円	26,931円
要介護4	308,060円	30,806円
要介護5	360,650円	36,065円

※1 施設や住宅に入所して利用するサービスは上記の限度額に含まれません。

※2 特定福祉用具購入、居宅介護住宅改修、居宅療養管理指導については、上記の限度額とは別に利用限度額が設定されています。

●施設サービスを利用したとき

施設サービスを利用したときは、施設サービス費の1割に加え、居住費、食費、日常生活費が自己負担となります。

施設サービス費の1割	+	居住費	+	食費	+	日常生活費	=	自己負担
------------	---	-----	---	----	---	-------	---	------

●1割の自己負担が高額になったとき（高額介護サービス費）

同じ月に利用したサービスの1割の利用者負担の合計が高額になり、ある一定額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付され、負担が軽くなる仕組みになっています。給付を受けるには、申請が必要です。

- ・自己負担の限度額（月額）

区 分		世帯の限度額	個人の限度額
生活保護の受給者の方等		15,000円	15,000円
世帯全員が村民税非課税で	高齢福祉年金受給者の方		15,000円
	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等		15,000円
	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方等	24,600円	
村民税課税世帯の方		37,200円	
現役並み所得者		44,400円	

●高額医療・高額介護合算制度

国保同士など同じ医療保険の世帯内で医療と介護の両方を合わせた自己負担が、決められた限度額を500円以上超えた場合、申請すると超えた分が支給され、負担が軽くなります。限度額等については、25ページの高額介護合算療養制度をご覧ください。

## ◎九戸村内介護施設一覧

- 入所による介護サービスを受けたい場合  
 <高齢者長期入所型介護施設>

地域密着型 特別養護老人ホーム折爪荘	九戸福祉会	☎ 42-4165
地域密着型 特別養護老人ホームおりつめの里	九戸福祉会	☎ 43-3082

<高齢者短期入所型介護施設>

ショートステイおりつめ	九戸福祉会	☎ 42-4165
-------------	-------	-----------

<認知症対応型共同生活介護施設>

グループホームおりつめ	九戸福祉会	☎ 42-4111
-------------	-------	-----------

- 通所による入浴、食事サービス等を受けたい場合  
 <デイサービス>

九戸村社会福祉協議会 指定通所介護事業所	九戸村社会福祉協議会	☎ 41-1200
デイサービスセンターおりつめ	九戸福祉会	☎ 42-4165
デイサービスセンターふぁーすとシート	ふぁーすとシート	☎ 42-4020
通所介護かすみ	カントリーハウス愛住	☎ 42-4044

- 居宅での家事援助、身体介護等を受けたい場合  
 <ホームヘルパー>

九戸村社会福祉協議会指定訪問介護事業所	九戸村社会福祉協議会	☎ 41-1200
ホームヘルパーステーションおりつめ	九戸福祉会	☎ 42-4165

- 介護サービスを受けるためのケアプラン作成  
 <居宅介護支援事業所>

九戸村社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	九戸村社会福祉協議会	☎ 41-1200
居宅介護支援センターおりつめ	九戸福祉会	☎ 42-4165

- 障がい者のための入所施設  
 <共同生活介護>

共同生活介護施設ラピュタ	ふぁーすとシート	☎ 42-4020
--------------	----------	-----------

●高齢者の相談窓口

高齢者の介護や日常生活でお困りの方は、住民生活課地域福祉班・保健衛生班（介護保険）、九戸村地域包括支援センター（☎ 42-2111）にお気軽にご相談ください。

●介護保険以外の在宅福祉サービス

介護保険サービスと別に在宅福祉サービスを提供しています。高齢者が寝たきりにならないための予防や、介護する家族の負担を軽減するためのサービスです。村地域包括支援センター☎ 42-2111（内線 121）にお気軽にご相談ください。

・生きがいディサービス事業

ディサービスセンターで食事サービスや日常動作訓練などをします。住民生活課地域福祉班（☎42-2111）にお気軽にご相談ください。

・生活管理指導員派遣

ホームヘルパーが家庭を訪問し、家事の支援、指導など日常生活の手助けをします。住民生活課地域福祉班（☎42-2111）にお気軽にご相談ください。

・給食サービス事業

週1回、給食を配達します。九戸村社会福祉協議会（☎ 41-1200）にお気軽にご相談ください